

景観法に基づく届出について（令和5年4月1日より適用）

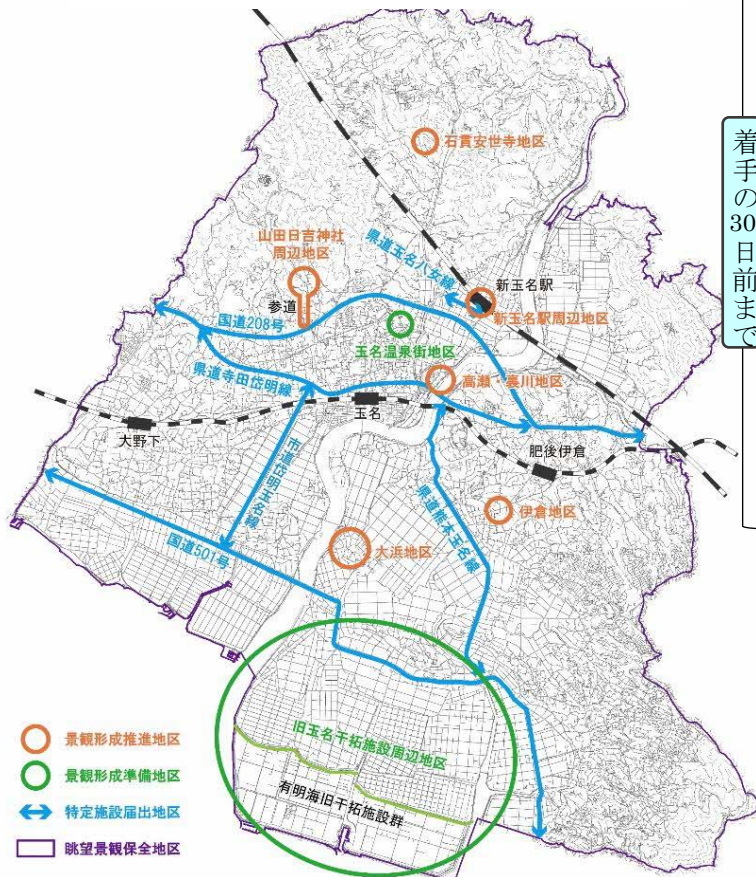
玉名市内での玉名市景観条例及び玉名市景観計画に基づく届出対象行為を行う場合には、景観法に基づく届出が必要です。（令和5年4月1日改定施行）

■届出が必要な区域

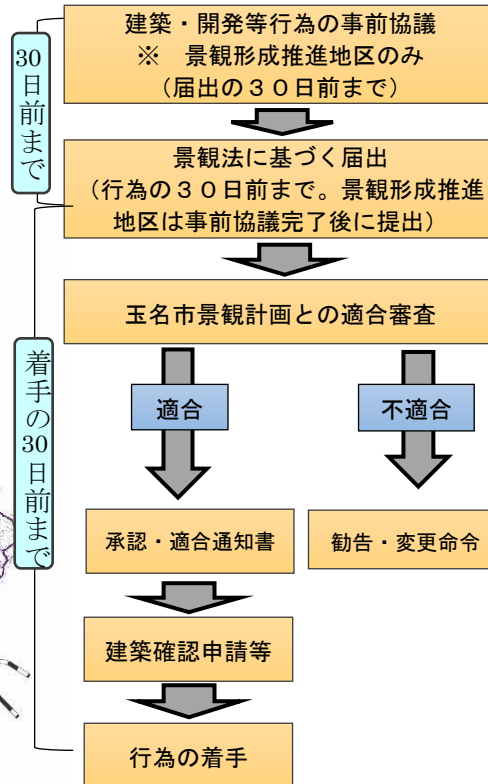
令和5年4月1日以降

「玉名市景観計画」の計画区域は玉名市全域です。
基本的に景観形成推進地区と特定施設届出を除く景観計画区域は、一般地区の基準が適用されます。

ただし、特定施設届出地区について、特定施設届出地区の届出対象行為(裏面参照)以外の行為については一般地区の基準を適用します。



■手続きの流れ



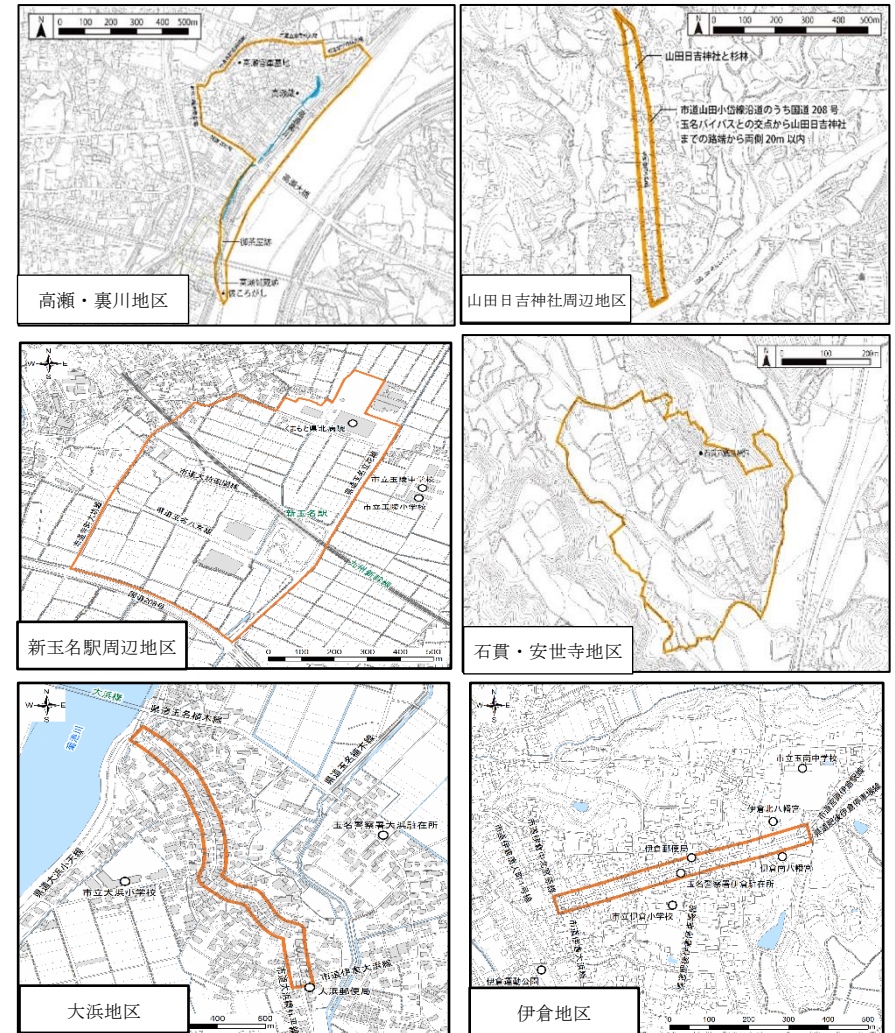
【届出の概要】

- ◆提出書類(各1部ずつ)
- ・届出書・図面・現況写真
- ※地区や行為の種類によって内容が異なります。詳細は玉名市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tamana.lg.jp>

玉名 景観計画 検索

景観形成推進地区（6地区）



【お問い合わせ】〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163 番地
玉名市役所 2F 建設部 都市整備課
TEL : 0968-75-1122 FAX : 0968-75-1221
Eメール : toshi@city.tamana.lg.jp

届出対象行為

※各景観計画地区における届出対象行為の概要です。詳細は玉名市ホームページ、又は都市整備課窓口でご確認ください。

地区名 行為の種類		景観形成推進地区						景観形成推進地区を除く景観計画区域 (一般地区・景観形成準備地区)	特定施設届出地区(※1) ※位置は指定路線の道路の端から両側 20m 以内の範囲 ※規則で定める特定施設及び同一敷地内の付帯施設で、その敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係るものが対象
		高瀬・裏川地区	新玉名駅周辺地区	山田日吉神社周辺地区	石貫安世寺地区	大浜地区	伊倉地区		
建築物の建築等		規模にかかわらず全て						高さが 13m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの	行為に係る部分の床面積の合計、又は行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
工作物の建設等	柵・塀・擁壁等	高さが 1.5m を超えるもの	高さが 1.5m を超えるもの	規模にかかわらず全て	高さが 1.5m を超えるもの	高さが 1.5m を超えるもの	高さが 1.5m を超えるもの	高さが 2m を超えるもの、かつ、長さが 30 m を超えるもの	高さが 1.5m を超えるもの
	橋りょう	高瀬裏川に架かる橋りょう	—	—	—	—	—	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょう	—
	太陽光発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超える又はパネル面積 10 ㎡超						見付高さ（パネル又は架台）13m を超える又はパネル面積 1,000 ㎡超	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超える又はパネル面積 100 ㎡超
	その他の工作物(※2)	熊本県屋外広告物条例の届出が必要ないもののうち、高さが 5m（電気供給や有線電気通信のための電線路、又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 ㎡を超えるもの						熊本県屋外広告物条例の届出が必要ないもののうち、高さが 13m（電気供給や有線電気通信のための電線路、又は空中線の支持物にあっては 20m）を超えるもの、又はその敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの	(工作物 1) 高さが 5m を超えるもの(電気供給や有線電気通信のための電線路、又は空中線の支持物にあっては 10m) (工作物 2) 高さが 5m を超え、かつ築造面積が 10 ㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更		規模にかかわらず全て						変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの、又は高さが 5m を超え、かつ長さが 10m を超える法面もしくは擁壁を生じるもの	—
鉱物の採掘、又は土石の採集		規模にかかわらず全て						地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの、又は高さが 5m を超え、かつ長さが 10m を超える法面もしくは擁壁を生じるもの	—
木竹の伐採		規模にかかわらず全て						伐採面積が 3,000 ㎡を超えるもの（ただし、森林保護のための間伐等は除く）	—
屋外における土石や廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て						堆積の期間が 90 日を超えるもののうち、行為に係る面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さが 2m を超えるもの	—
自動販売機（屋外）		規模にかかわらず全て						—	—
広告物		熊本県屋外広告物条例の届出が必要ないもののうち、表示面積が 1 ㎡を超え、かつ掲出、又は表示期間が 90 日を超えるもの (熊本県屋外広告物条例の届出が必要なものについては、玉名市景観条例の届出は必要ありませんが、 <u>熊本県に届出をする際に玉名市と事前協議をする必要があります</u>)						—	熊本県屋外広告物条例の届出が必要ないもののうち、表示面積が 1 ㎡を超えるもの (熊本県屋外広告物条例の届出が必要なものについては、玉名市景観条例の届出は必要ありませんが、 <u>熊本県に届出をする際に玉名市と事前協議をする必要があります</u>)

(※1) 特定施設：玉名市景観条例第2条第9項及び玉名市景観条例施行規則第3条第1項第1～5号に挙げられる施設、設備等を指します

特定施設の例：(風営法関係) パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル等	(旅館業法関係) ホテル、旅館等	(危険物の規制に関する政令関係) ガソリンスタンド等
(飲食店業関係) レストラン、喫茶店等	(物品販売業関係) スーパーマーケット、各種専門店等	(物品貸付業関係) レンタルビデオショップ、貸自動車業等
(屋外広告物関係) 看板、壁面広告、屋上広告等	(事務所) 事務所、不動産業、買取専門業等	(その他) カラオケボックス、その他上記の例に類する施設、設備等

(※2) その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号に挙げられる工作物を指します

工作物 1 の例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線の支持物
 工作物 2 の例：遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）、広告塔又は広告版